

人事院は、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）に基づき、人事院規則二四―〇（検察官その他の職員の法科大学院への派遣）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年四月一日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則二四―〇―二

人事院規則二四―〇（検察官その他の職員の法科大学院への派遣）の一部を改正する人事院規則  
人事院規則二四―〇（検察官その他の職員の法科大学院への派遣）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(派遣除外職員)	(派遣除外職員)

第三条 法科大学院派遣法第二条第二項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一〇八 (略)

(削る)

九〇十一 (略)

第三条 法科大学院派遣法第二条第二項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一〇八 (略)

九 平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第七項に規定する派遣職員

一〇十二 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。